

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 3 4 条 通則第 6 3 条第 1 項の規定により<u>保健学</u>科の特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p>	<p>第 3 4 条 通則第 6 3 条第 1 項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 1 8 年 8 月 2 9 日から施行する。</p>